

国民健康保険税課税限度額の改定案について

国民健康保険税は、地方税法第703条の4第11項及び第27項において、政令で定める金額を超えて課税してはならないとされており、地方税法施行令第56条の88の2において、その限度額が定められています。また、地方税法施行令第56条の89において、所得が少ない方に対する国民健康保険税の減額についての基準額が定められています。

上記内容の金額改定を含む『令和7年度税制改正の大綱』が令和6年12月27日に閣議決定され、令和7年4月1日から改正地方税法施行令の施行が予定されています。

国立市においても、所得に応じた保険税負担の公平性を担保するため、法定基準額に合わせた改定を予定しているため、改定案についての意見を募集します。

1 課税限度額の改定案

(1) 内容

基礎課税（医療）分 : 65万円→66万円（1万円増）

後期高齢者支援金等分 : 22万円→24万円（2万円増）

介護納付金分 : 17万円（改定なし）

(2) 改定の影響（令和7年1月8日試算）

区分	<u>改定前</u> の限度額到達世帯数	<u>改定後</u> の限度額到達世帯数
基礎課税（医療）分	10,308世帯中、197世帯	10,308世帯中、192世帯
後期高齢者支援金等分	10,308世帯中、174世帯	10,308世帯中、152世帯

2 均等割額軽減対象所得基準の改定案

(1) 内容

【改定前】

軽減割合	軽減対象所得範囲
7割	43万円以下
5割	43万円+ <u>29.5万円</u> ×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割	43万円+ <u>54.5万円</u> ×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）

【改定後】

軽減割合	軽減対象所得範囲
7割	43万円以下
5割	43万円+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療被保険者に移行した者を含む。

(2) 改定の影響（令和7年1月8日試算）

区分	<u>改定前</u> の均等割軽減対象世帯数	<u>改定後</u> の均等割軽減対象世帯数
5割軽減	10,308世帯中、964世帯	10,308世帯中、1,003世帯
2割軽減	10,308世帯中、822世帯	10,308世帯中、818世帯

課税限度額に到達する所得金額及び給与収入額の目安

基礎課税(医療)分

1. 今回の改定案による増減 (単位:円)

区分	改定前	改定後	増減
所得割率(%)	5.5	5.5	0
均等割額	20,000	20,000	0
課税限度額	650,000	660,000	10,000

2. 限度額到達所得金額及び給与収入額 (単位:円)

区分		所得金額			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
改定前	65万円到達	11,884,546	11,520,910	11,157,273	10,793,637
改定後	66万円到達	12,066,364	11,702,728	11,339,091	10,975,455
増減		181,818	181,818	181,818	181,818

区分		給与収入額			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
改定前	65万円到達	13,834,546	13,470,910	13,107,273	12,743,637
改定後	66万円到達	14,016,364	13,652,728	13,289,091	12,925,455
増減		181,818	181,818	181,818	181,818

※給与収入のみ、かつ、収入があるのは世帯内に1名のみと仮定した場合。

後期高齢者支援金等分

1. 今回の改定案による増減 (単位:円)

区分	改定前	改定後	増減
所得割率(%)	1.8	1.8	0
均等割額	10,000	10,000	0
課税限度額	240,000	260,000	20,000

2. 限度額到達所得金額及び給与収入額 (単位:円)

区分		所得金額			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
改定前	24万円到達	13,207,778	12,652,223	12,096,667	11,541,112
改定後	26万円到達	14,318,889	13,763,334	13,207,778	12,652,223
増減		1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111

区分		給与収入額			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
改定前	65万円到達	15,157,778	14,602,223	14,046,667	13,491,112
改定後	66万円到達	16,268,889	15,713,334	15,157,778	14,602,223
増減		1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111

※給与収入のみ、かつ、収入があるのは世帯内に1名のみと仮定した場合。

国立市国民健康保険税率等改定状況

		H21年度	H22年～H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
医療分	税率	4.4%	4.4%	4.6%	4.6%	4.6%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
	均等割	12,800円	12,800円	18,500円	18,500円	18,500円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	平等割	1,000円	1,000円													
	限度額	440,000円	460,000円	510,000円	510,000円	510,000円	520,000円	540,000円	540,000円	580,000円	610,000円	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円
支援分	税率	0.8%	0.8%	1.2%	1.2%	1.2%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	均等割	7,000円	7,000円	7,600円	7,600円	7,600円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	平等割	5,000円	5,000円													
	限度額	110,000円	120,000円	140,000円	140,000円	140,000円	170,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円	260,000円
介護分	税率	0.9%	0.9%	1.15%	1.15%	1.15%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%
	均等割	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
	平等割	1,200円	1,200円													
	限度額	90,000円	90,000円	120,000円	120,000円	120,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
軽減	7割			0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		0円	0円	0円
	5割			245,000円	285,000円	260,000円	265,000円	270,000円	275,000円	280,000円	285,000円	285,000円	285,000円	290,000円	295,000円	305,000円
	2割			350,000円	450,000円	470,000円	480,000円	490,000円	500,000円	510,000円	520,000円	520,000円	520,000円	535,000円	545,000円	565,000円
	6割	0円	0円			ここから、世帯主も算定に含む					令和3年度より基礎控除額が33万円から43万円に改定					
	4割	245,000円	245,000円													
未就学児 均等割軽減													納付すべき 金額の5割 を軽減	納付すべき 金額の5割 を軽減	納付すべき 金額の5割を 軽減	納付すべき 金額の5割を 軽減
産前産後期間 保険税免除											令和6年1月分以降の保険税が対象		4カ月間(多 胎の場合は 6カ月間)の 保険税を免 除	4カ月間(多 胎の場合は 6カ月間)の 保険税を免 除	4カ月間(多 胎の場合は 6カ月間)の 保険税を免 除	4カ月間(多 胎の場合は 6カ月間)の 保険税を免 除